

食安輸発第0624001号
平成21年6月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について（一部改正）

標記については、平成21年6月22日付け食安輸発第0622003号により通知したところですが、今般、平成21年6月24日付け食安発第0624002号「動物用医薬品クレンブテロールに係る試験法について」により試験法が改正されたところです。

ついては、平成21年6月22日付け食安輸発第0622003号の中国産豚肉等のクレンブテロールに係る項のうち検査の方法の欄を下記のとおり改正しますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

新	旧
昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」及び平成21年6月24日付け食安発第0624002号「 <u>動物用医薬品クレンブテロールに係る試験法について</u> 」によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。